

○新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者等集客支援補助金交付要綱

令和4年3月28日告示第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の流行が長期化する中で、事業活動に影響を受けている町内事業者の経済活動を支援するため、事業者がアフターコロナを見据え実施する、集客につながる取組に係る経費の一部を補助することに関し、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請時において、町内に事業所を有する法人（収益事業を行う団体を含む。）又は個人事業主であること。
- (2) 副業でなく、現に主たる事業として営んでおり、今後も継続予定であること。
- (3) 新温泉町商工会の指導のもと、事業計画書を作成し、確認を受けた者
- (4) 町税の滞納がないこと。
- (5) 政治団体並びに宗教上の組織及び団体でないこと。
- (6) 新温泉町暴力団排除条例（平成24年新温泉町条例第17号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、町長が適当であると認めた者を補助対象者とすることができる。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 別表第1に規定する経費（当該経費の合計額が5万円以上のものに限る。）
- (2) 補助金の交付決定通知を受けた日（以下「交付決定日」という。）以後に着手する取組で、交付決定日の属する年度内に完了するもの
- (3) 他の制度により国、地方公共団体、民間助成団体等から補助金、助成金等の交付を受けないもの

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条第1号の補助対象経費の3分の2以内の額（1,000円未満の端数切捨て）とし、20万円を限度とする。

(補助申請及び交付決定)

第5条 補助金の支給を受けようとする者は、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 新温泉町商工会の指導を受けた事業計画書
- (2) 別表第2に規定する書類

- (3) 経費の内容が分かる見積書の写し
- (4) カタログ、図面等の写し
- (5) 店舗の改修等を伴う場合、改修前の写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請は、町長が別に定める期間内に行わなければならない。

3 町長は、第1項の規定による申請書の提出があったときはその内容を審査し、補助することが適当と認めたときは、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助の申請をした者に通知するものとする。

（申請事項の変更及び承認）

第6条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、その申請について補助対象となる取組（以下「補助対象事業」という。）の変更又は中止が生じた場合は、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金変更交付申請書（様式第3号）に変更内容が分かる書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請内容を審査した結果、補助金額の変更を決定したときは、新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、その旨を補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が完成したときは、速やかに新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 補助対象経費の領収書の写し又は支払証拠書類
- (3) 補助対象事業の実施を確認することができる書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要があると認めるときは、補助事業者に説明を求め、担当職員に実地調査を行わせることができる。

（補助金の交付）

第8条 町長は前条の規定による審査等を行った後に、補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとする場合は新温泉町新型コロナウイルス感染症対策事業者集客支援補助金請求書（様式第6号）を町長に提出しなければならない。

（補助回数制限）

第9条 補助金の交付は、1事業者につき1回を限度とする。

（決定の取消し）

第10条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (2) 補助対象事業を承認なく変更又は取りやめをしたとき。

(3) 虚偽その他不正の行為により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(4) その他この要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 補助事業者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、町長が定める期限内に、当該補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までにこの告示に基づきなされた交付申請に係る補助金の返還の手続に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3条関係)

補助対象項目	補助対象経費	取組の例
広告宣伝費	1 パンフレット、ポスター、チラシ、メニュー、カタログ、クーポン券等の印刷物の作成及び発送に要する費用	販売促進用チラシ、ダイレクトメール等
	2 新聞、雑誌、地域情報誌への掲載又は折り込みに要する費用	
	3 看板、のぼり等の作成（改修又は修繕を含む）及び設置に要する費用	外壁の社名等の修繕、社用車のカーテイングシート等
	4 ウェブサイトの作成及び改修に要する費用	
	5 ふるさと納税の推進に資する費用	写真撮影、シール作成等
店舗改修費	1 壁紙の張替え、外壁の塗替え又は模様替えに要する費用（除菌コーティング施工のみは除く。）	
	2 照明の改修、修繕、又は設置に要する費用	店舗据付けの照明の設置、改修等

別表第 2 (第 5 条関係)

区分		添付書類
法人		直前の事業年度の確定申告書別表一の写し
個人事業主	青色申告を行っている場合	令和 3 年分の確定申告書第一表の写し
	白色申告を行っている場合	令和 3 年分の確定申告書第一表の写し (確定申告が必要ない場合は、令和 4 年度分住民税申告書の写し)